

## 暴力論（第一回目）

蜜江田初朗

これは連載企画である。暴力に関する、あらゆる包括的な論述をしていく。基本的には、理論としては哲学、または政治哲学、社会学の方面から、そして扱う内容としては政治、経済、現代社会、戦争―平和学、国際社会、ジェンダー等々一箇所に留まらない領域を扱うつもりである。

第一回目は、〈紛争〉総論として、争いに関する哲学的な考察を展開する。

### 第一章 〈紛争〉総論

#### □争い

不和、緊張、対立、戦争、そういった諸々のことをひとまとめに争いと呼ぶことにして——争いは〈他〉と〈他〉が互いに存在するから生じる（生起する）のであろうか？ もしこの四千年あまりの世界史の歴史を運動としての戦争と和平の繰り返しと捉えるならば、そこには〈諸存在ノ自身ノ命運ヲ賭ケタ地平〉<sup>1</sup>とでも言うべきものが見出される。争い、なるほどそれは避けられないものに違いない。争いは我々人間——いや、生命存在——にとって本質的な事柄である。争いは我々の心をおびやかす、沸き立たせる、若しくは戦慄へと走らせる。しかしその一方で一部の賢明な者達はいつも争いからの離脱を希求し、思考してもいた。

#### □性的差異

人間同士の不和——もちろんそれらの諸原因には質的に区分すべき諸々のカテゴリといったものがあるだろう。しかしここでは例を限定して考える。男女間の対立といったものには、一般的な処方などほとんど存在しないといっているし、それらの争いは不毛である、などとよく言われる。

さて、男女間の生理学的―生物学的差異は、いくらラディカル・フェミニズムの議論（例えばジュディス・バトラーの過激なジェンダー論<sup>2</sup>）があるといえ、やはり無視することは

---

<sup>1</sup> 本稿では「争い」というタームを用いて、およそ紛争⇨暴力の応酬といったものの原因について哲学的な考察をするものである。紛争論（暴力論ではない）に関して言えば、比較的若い学問領域として、法学の一分野に紛争管理論というものがあつたりする。例えば、

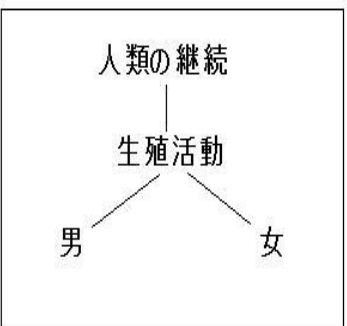
「ジュディス・バトラーのよく知られる『文化―社会的性差は生物学的性差を規定する』という論説は、日本で一定の立場を作りあげた社会構築（成）主義の思想形成に大きく寄与した。しか

できない<sup>30</sup>。そしてその生理学的―生物学的性差（肩幅の違い、筋肉の質、生殖機能……）に基づいて各々に文化的役割―機能が付与ないし堆積される。性差は何よりも機能として在るということだ。そして性の目的（機能）は何かと問えば、一義的には生殖活動による人類社会活動の連続性である。

おそらく人類存続の産出原因が生殖活動以外に見出されない限り、程度や形態の違いはあれ性別の違いに基づく存在の対立構造（男―女がいて子ができる）は無くならないであろう。

□抑圧とは同一化の要求である

私がここで突きつめたいのは、男女間の俗的でつまらない――だからこそ重要？――争いの根本的原因である。しかし、性差の存在目的は生殖活動を通じた人類の存続にあるから、それ以外の事柄はどうでもよいとか仕方がないとか言うのではあまりに粗末であろう。



しここでは慎重に考える必要がある。ジュディス・バトラーはそのジェンダー論を展開した『ジェンダー・トラブル』の1999年新版の序文において、次のようなことを語っている（ここでは便宜上、大河内泰樹「規範という暴力に対する倫理的な態度」『現代思想 臨時特集ジュディス・バトラー』〔2006、青土社〕所収のpp.111に掲げられた翻訳をそのまま引用する）。「この本は当時、セクシュアリティの周縁で現に生き、あるいは生きようとする人びとの、生きるに値する (livable) 生活の可能性を拡大することに一定の成功を収めてきたし、これからも収めていこうとしている集合的闘争という文化生活の一部として書かれたものである。」つまりジュディス・バトラーにとって『ジェンダー・トラブル』で展開したジェンダー論は、学への理論革新の寄与という以上に、性的マイノリティの人々のために書かれたものなのである。このことを鑑みれば、彼女の理論の構成は、必ずしも絶対的なものではない、つまり、彼女のジェンダー論は、その目的の為に現に中期・現在へとわたって変容していくのである。ジュディス・バトラーのそのような理論変遷に関しては、先ほどあげた大河内論文や、清水晶子「キリンのサバイバルのために」『現代思想 臨時特集ジュディス・バトラー』所収）等で確認・検討ができる。

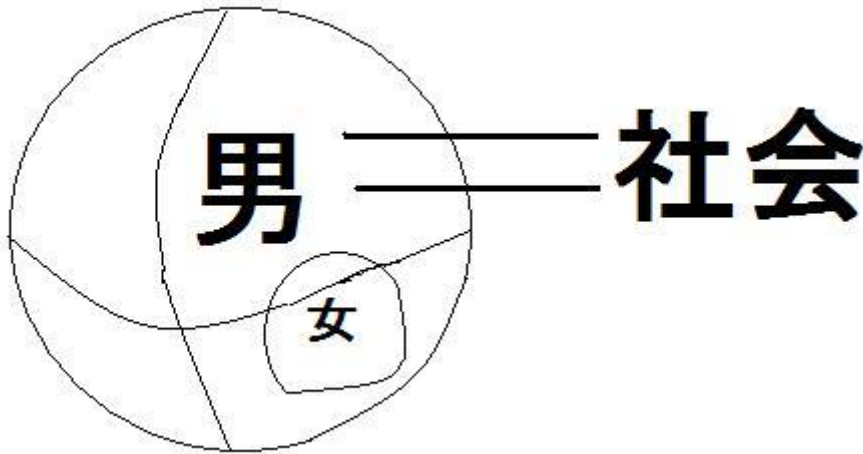
<sup>30</sup>我々は後に性的差異とは質的差異であると断言することになる。量的差異という説明では足りないのである。

もう一度、今までの議論を引き継ぎつつ、フェミニズムの功績を参照する。フェミニズムの活動が賢明にも発見したのは、人類の歴史において男が女を抑圧、封じ込めてきたということだった。人類の歴史の担い手——主体は男性であり、女性は閉鎖的な家庭で家事という名の無償労働を強いられるか、あるいはそれすらマシな方でもすれば家庭外——社会の闇へ投げ出されるか——。ここでは女性は抑圧される。抑圧とは排除か？ そうではない、それは見せかけだけの排除にすぎない。抑圧とは、排除しつつ、それを内包しもあるという、二重の形態の縛りである。

もう少しこの点、抑圧の具体的なプロセスを見てみよう。排除しつつ、内包する、というこのプロセスは、支配者の被支配者への同一化の要求への従属である。男たちは言う、「我ニ從エ！」。そこで女性の主体性という主体性は削除され、抹殺され、消去される。そして女性は男の従属者としての悲しき存在——〈主体存在〉とは比喩ものにならないくらい悲惨な——を付与されてしまう。ところで男(性)は女(性)をどうやってその内包に持ち込むのだろうか。

そこに登場するのが、私が社会⇨世間⇨常識と呼ぶ媒介項、メデイウムである。男は女を支配するにあたり、まず社会⇨世間⇨常識を男性の論理で埋め尽くしてしまう。実は男女の争いが起こっているとき男が本当に相手しているのは女ではなくて、この社会⇨世間⇨常識なのである(だから多くの男性は女性と真の意味で向き合っておらず、自己の論理で埋め尽くされたつまらないナルシズムに浸っているだけなのである!)。男(性)の論理——男は仕事女は家、子供の事はヨメ、男の方がエライ……——によって埋め尽くされたメデイウムとしての社会⇨世間⇨常識は折りかえってその一般性を男性諸存在と女性諸存在に対して観念や行動様式として送り込む。このことで、男性は、ああやはり私たちは正しかったのだと開き直り、女性は私たちは仕方ないのねと諦観する。男性が女性を再——支配する。そうして永遠に支配は続くというわけだ。

もしメデイウムがなければ存在としての男と女は当然のことながら平等であろう(差異の尊重!)。メデイウムが存在しなければ。しかし男は巧みにメデイウムを我がものとし、



そして世界全体を自己とその家臣とで埋め尽くしてしまうわけだ。

おそらく、男が女を支配する、支配しようとするのには、欲望の運動が関わっている。互いに〈他〉なるものであるからこそ、その自己にとっての〈他〉を〈同〉に変えてしまいたいという暴力的な欲望が――。ともかく、互いに（質的に）異なる存在としての男と女は、前者が社会Ⅱ世間Ⅱ常識というメディアウムを巧みに利用することで、後者を抑圧―支配する。

#### □ “明るき” 中立性の立場

このような抑圧のプロセス―構造は、“暗き” 中立性の立場と私が呼ぶものの動きと極めて近接している。“暗き” 中立性の立場とは、例えばBとCが口論している時に、Aが聞き手役として乗っかる際「俺／私はどちらにも最初からは味方しないよ」という立場である。簡単にいえば裁判所の立場・ポジションである。

裁判所のごとき“暗き” 中立性の立場は、一般性をかなり志向する中立性である。かかる中立性は、具体的解決としばしば衝突する。というのは、先程の事例で、BとCは本当にいつでもAのような聞き方を望んでいるのであろうか？ つまり、「どちらにも味方することのない」意見など欲するであろうか？ この点が問題である。

“暗き” 中立性は、争いの両当事者間の「衡平」というよりも公平、つまりバランスのとれた解決を目指すであろう。問題はここからである。

世界各国の民事・刑事・憲法それぞれの諸領域での判決文をよくよく眺めると分かることだが、判決文にはよく「社会通念に照らして考慮すると……」（強調筆者）、「社会のおよそ常識と……」に鑑みると……」（同）という、マジック・ワード magic word が散見される。<sup>4</sup> つまり、裁判所は、事件の判断にあたって、その論理構成においてあの社会Ⅱ世界Ⅱ常識というメディアウムを参照することがままあるのである！。これこそは男性が女

<sup>4</sup> 「衡平」は、法律の専門用語である。equity（エクイティ）と呼ばれ、公平／正義 justice の観念とある種の対をなす。衡平（エクイティ）は中世の封建社会の諸裁判の中で生まれ、詳しくは省くが、大胆にいえばより個別の事案・要素に着目して特殊・例外の理論・判断を導き出すその判断精神ないし基準のことである。それに対してエクイティと対をなす英米法由来のコモン・ロー common law は、基本的に、一般的・普遍的な判断作用を構成する。コモン・ローの判断精神は「公平」そのものといってよい。

<sup>5</sup> たとえば、日本民法の事例だが、瑕疵担保責任というものがある。瑕疵担保責任とは売買の目的物に隠れた瑕疵がある場合に売り主の側に課される担保責任のことをいう（民法570条）のであるが、その「隠れた」という文言の解釈に関しては、当該売買の取引において、飼い主の側が「通常要求される程度の注意」を用いても発見できないこと、などと説明される。実務上では、この「通常要求される程度」がどの程度であるかを実質的に争うわけである。この他にも、法律は多くの場面において、社会通念、一般人、通常、などという極めて曖昧な文言による判断基準を採用する。そのことは、当然具体的な解決を望んでいる当事者の視点に立つても、十分に問題として構成するテーマなのである。

<sup>6</sup> これは筆者の個人的な考えにすぎないのだが、私は法学部生時代、判決文における「社会通念」とか「特段の事情」という極めてあやふやなマジック・ワードの使われ方について多少調べてい

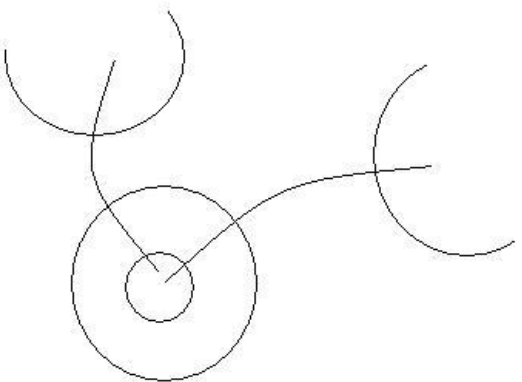
性を支配する際に用いたメデイウムの悪しき活用である。

つまり“暗き”中立性とは社会⇨世間⇨常識を参照する、という特権的な立場だったのである。このことの権力性もしくは権力形態に気が付かなければならない。「俺／私はどちらの味方もしないよ」と言うAは、その実、社会⇨世間⇨常識を時として味方につけていたのだ。

これに対して、“明るき”中立性の立場といったものがある。それはおそらく、自己の中心というものを建設的に捉えている、あるいはその過程のさ中にある。先程の口論していたBとCは、明らかに「自分の主張を親身に聞いてもらいたい」と思うのである。もちろん、「自分の言っていることが社会的に判断して良くないのかどうか」という点もとても大切であろう。しかし裁判所のみが争いの解決人ではない。BもCも、まず自分の話を分かってくれる人を本当は探したいのだ……。さすれば、たとえこのBとCによる争いが不毛なまま仲互いに終わったとしても、BもCも孤独は免れる。そう、あらゆる争いにおいて孤独を免れることは強調しても強調し過ぎることがないほど大切である。不毛な争いというのは、孤独を生産しすぎる争いのことを言うのだ。

“明るい”中立性の立場は、自己の内容・内実・実質をある程度自律化させたまま、〈他〉へと向かう／と付き合う。

そのとき、彼／彼女は社会⇨世間⇨常識というメデイウムを使うことはないであろう。そして例えばある〈他〉が「くはどう思う?」という漠然とした難しいことを聞いてきたとしたら、自己の内容を主軸に、自己の内実に忠実に耳を傾け



たことがあるのだが、それは到底体系的に用いられているものとは思われなかった。つまり、判例においては、社会通念を判断基準にするといった極めて危ない論理構成が、いつどの時点で使われるのが、予測不可能に近いのである。これは法の安定性を揺るがす。このマジック・ワード使用の非・体系的性については、さらなる調査・分析が必要であると考えられる。

「もちろん、孤独を免れることが争いを解決する全てではない。裁判所の機能は、紛争対立関係にある両当事者にとつても公平に、バランスの取れた解決を目指すところにある。裁判所の判断が個別性・特殊性を全く無視するわけではないことは、前掲脚注3で紹介した「衡平」の判断精神がそもそも法システムの中に形成され内在していることから分かる。それに、個別性だけに逃げるのが、正しい争いの解決だとはとても思えない。“暗き”中立性の立場と、“明るき”中立性の立場を区別するものは、その意見斟酌がどの程度一般性に傾くか具体性に傾くかの、その傾向性の違いなのである。

筆者はここで、「自律」という概念を、主に社会学者ニクラス・ルーマン発のオートポイエーシス論に負っている。オートポイエーシスの詳しい説明は省くとして、筆者がここで言いたいのは、(一)ある閉鎖した(二)それ自身の内部で体系⇨システムが正常に作動しているような空間ないし拡張りとしての場、といったものである。

てその聞こえてきた声を返すであらう。それこそが、そしてそのみが本当の「真摯な対応・態度」と呼ばれるものである。

“ 明るき ” 中立性の立場にはもう一つのポイントがある。それは、〈他〉を否定しないということである。私が思うに、中途半端な全否定は（テキトーなダメ発言、真意のない誹謗中傷）は良きものをも一つもたらさない。〈他〉の他性を、自己の内実とは違ふと知って、そしてその上でその差異をただ単純に楽しむ——享樂するのである！ なぜ差異が愉しき対象に成るのか？ それはおそらく、自己の内容——実質がある程度形成されてはじめて、諸々の〈他〉の他性といったものを理解することができるようになるからのである。そして自己とは違ふ存在へと生成した〈他〉を、尊重すること、敬意を払うこと——、これである。ドウルーズのいう差異の肯定という思想は、このことなのではなからうか。

“ 明るき ” 中立性の立場は、自己の内実を集中して形成することによって〈他〉と関わり、そこではじめて自己とは違ふ〈他〉の他性の存在生成に感動するのである。さて、この“ 明るき ” 中立性の立場から、果たして残酷な争いの発生の余地など読み取れるだろうか。

#### □ガンジューの非暴力

全ての人がガンジューのようになれば、我々がガンジューを本気で敬愛しまた実践もすれば、あるいは争いはこの世界から消えるのかもしれない。しかし、二千年代に入つてアメリカと日本の政治領域に「決断主義」<sup>ニ</sup>の旋風が巻き起こりそれがなくならない現在、たとえば決断主義は、「沈黙すること（決定するかどうかを保留しておくこと）」を「決定に従わないこと」と全く違ふものになり替え、そして決断しないものをどんどん置き去りにするどころか後で勝手に巻き込むのだった。ガンジューの非暴力も、まさにそうした危険性に落ち込む。非暴力、それは諦めて我々に従属することにもなるぞ、それでもいいのだな、それでは臣下となりたまへ……。なんと、長つたらしく荒んだモノローグであることか。しかし非暴力の概念はたしかにこの決断主義の圧倒的速さによく対抗できないのである。スイスの永世中立性、日本国憲法第9条。世界はいまや二千年代に入つて、再び動乱の

<sup>ニ</sup>ドウルーズの思想の最大の要約は、要するに「差異を肯定せよ！」ということだと私見としては思われる。そのことの深い意味については、まだ私がこれから探求することである。

<sup>ニ</sup>エーリッヒ・フロム『愛すること』新訳版（1991、紀伊国屋書店）においては、愛について、まず何よりも「自己を愛すること」の重要さが語られる。「自己を愛」してはじめて、次のステップ、相手や世界への愛への肯定がはぐくまれるのである。本記述は、このフロムの卓越した愛論にも大きく近接している。

<sup>ニ</sup>「決断主義」とは、2000年代のブッシュ政権や小泉政権のような、「とにかくシロクロつけてきめてかかる」政治の姿勢のことを指すが、評論家の宇野常寛はその盛大な著作『ゼロ年代の想像力』において、そういった政治の領域における決断主義の風潮が、文化においても中心的モードになっていたと述べる（宇野常寛『ゼロ年代の想像力』〔2008、早川書房〕第五章の記述参照）。決断主義の悪しき弊害は、本文に書いた通りである。声なきものも無理やり声を出したことに偽装してしまうのだ。

時期を迎えはじめている。

それでも私たちはガンジーのことを、非暴力の夢を、一瞬たりとも忘れるべきでない。ガンジーの非暴力はインドという場所の第二次世界大戦期間という時間においてその結晶をみた。私たちは彼の魂を受け継ぎつつ、うまく変容させ展開させていかねばならない。

#### □結論

結局、争いの根本にあるものは、①互いに異なる存在がいること、そして②どちらかかもう一方に対して同一化を要求し抑圧することからくるのである。その時、大きな処方箋となるのは、社会し世間し常識というメディアウムを使うのではなく、非暴力の精神を受け継ぎながら、自己の内実の声に忠実に耳を傾けて、〈他〉との差異を肯定できるかどうかなのだ。我々の争い、そして私たちの肯定！（了）